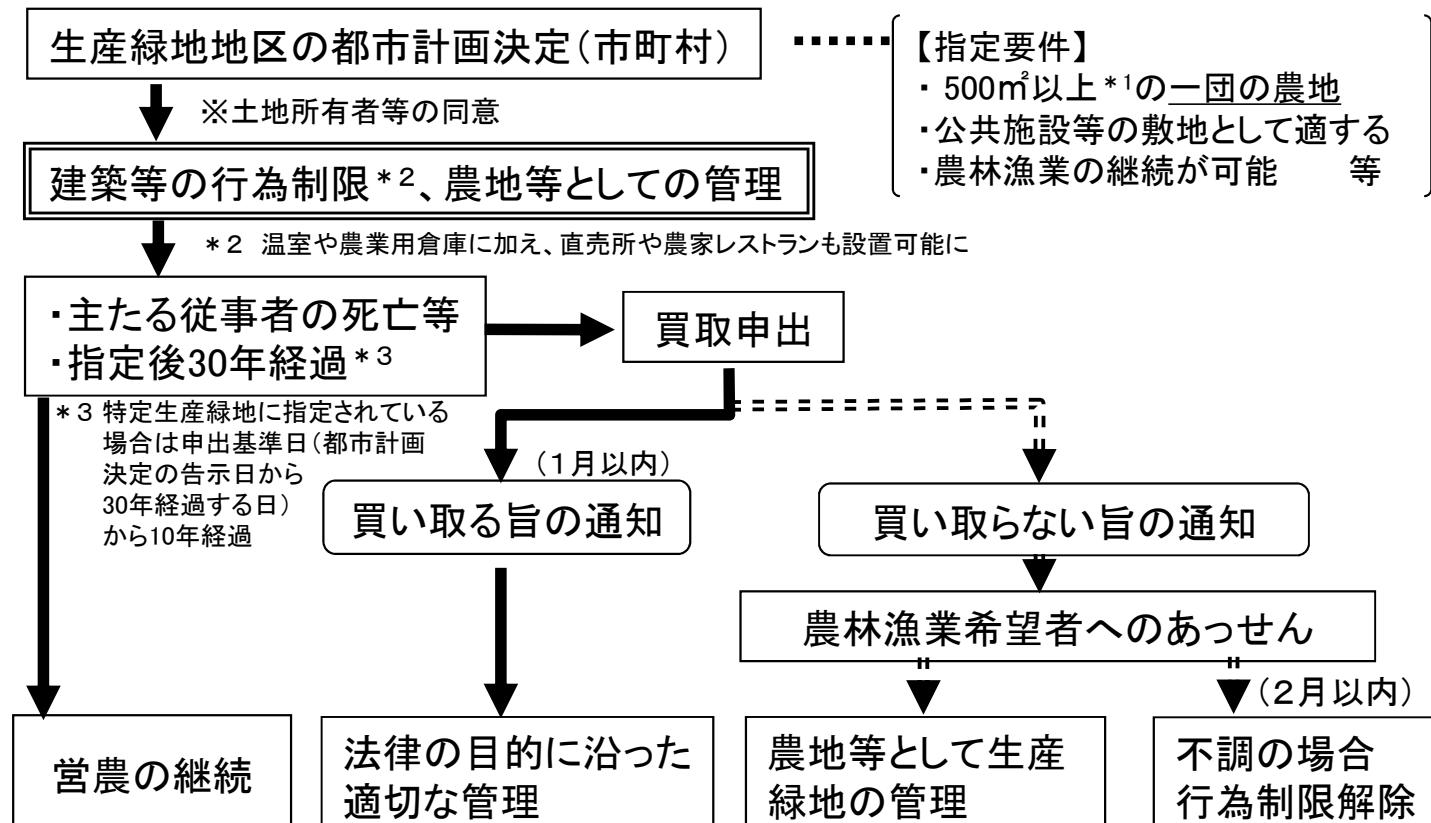


# 生産緑地制度の概要

- 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500m<sup>2</sup>以上<sup>\*1</sup>の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る。
- 市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられている。

## ＜手続の流れ＞



\*1 市区町村が条例を定めれば、面積要件を300m<sup>2</sup>まで引き下げることが可能。

## ＜実績＞

60,408地区、12,738ha  
(H29.12.31現在)

## ＜生産緑地地区の例＞



## ＜税制措置＞

括弧書きは、三大都市圏特定市の市街化区域農地の税制

- ・ 固定資産税が**農地課税**（生産緑地以外は**宅地並み課税**）
- ・ 相続税の納税猶予制度が**適用**（生産緑地以外は**適用なし**）

※特定生産緑地として指定されなかった場合等は適用なし